

南部町未利用間伐材等 集材支援事業の手引き

間伐できれいな森林を育てましょう

南部町産業振興課

南部町未利用間伐材等集材支援事業とは

南部町内の森林において間伐等により伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置される間伐材等（未利用間伐材等）を集材し搬出することにより、森林が適正に管理され、大雨等の災害時に、残置された間伐材等の流出による流木被害を防止するため、また、未利用間伐材等の有効な利活用を促進するため、次の作業に対して補助金の交付をします。

補助対象作業内容：木寄せ、林内運搬、積込等の集材作業

※国や県の補助を受けて集材搬出している場合は、対象外となります。

補助内容（令和４年度）

補助対象者

町内に森林を所有する者、町内に事業所等を有する個人又は法人その他の団体

補助金単価

3,000円/t（100kg単位以下切捨）

補助金対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日までに町内の森林より搬出・計量された未
利用間伐材

補助金申請締切日

令和8年3月6日（金）まで

事業の手引き

①搬入事業者の 登録

発電用チップ製造事業者へ、搬入するための登録を行う。

②間伐等 伐採作業

伐採開始日の90日～30日前までに、伐採届（間伐）を町へ届け出る。

③集材・搬出

未利用間伐材を集材し、木質バイオマスの証明に係る事業者認定を受けた町内の事業者へ搬入。

④補助金申請

補助金申請書と、搬入先で受け取った買取伝票（搬入重量が記載されているもの）等を添付して町へ申請。

①搬入事業者の登録

事業者の登録とは・・・

発電利用に供するための未利用間伐材を集材し搬出しようとする場合、どのような木材が引き取り可能なのか、どのような形状で搬入すればよいのかなど木材の規格が決まっています。

まず発電用チップを製造する事業者で搬入するための登録を行っていただき、搬入時に必要な書類等をご確認ください。

樹木の伐採に関するご相談や手続き等は、南部町産業振興課（64-8075）にお問い合わせいただくか、窓口（南部町農村環境改善センター1階）までお越しください。

②間伐等伐採作業

伐採及び伐採後の造林の届出書（以下、「伐採届」という）を伐採開始日の90日～30日前までに町へ提出 ※伐採届様式は、産業振興課窓口か町ホームページよりダウンロードできます。



町より、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書を送付。

※適合通知書は、搬入の際の証拠書類となりますので、大切に保管をお願いします。



伐採作業開始

※間伐前と後の森林状況が分かる写真、集材・はい積作業（トラックへの積込状況等）の様子が分かる写真を撮影してください。

③集材・搬出

未利用間伐材を、以下の書類とともに町内のバイオマス用チップ製造事業者へ持ち込む。

①伐採届の写し

②適合通知書の写し

※上記書類は、補助金の申請時にも必要なので、大切に保管すること。



持ち込んだ事業所で計量し、買取伝票等の書類（搬入日や重量等の記載があるもの）を受け取る。

※正味重量（総重量－風袋重量）が補助金単価の算出重量となる。

④補助金申請

以下の書類を揃えて、南部町未利用間伐材等集材支援事業補助金の交付申請を行う。

- ①伐採箇所の位置図又は森林基本図
- ②重量が確認できる書類（搬入日や重量等が確認できる伝票など）
- ③伐採届の写し
- ④適合通知書の写し
- ⑤間伐・集材・はい積状況のわかる写真
- ⑥納税等状況調査同意書
- ⑦その他必要と認める書類

申請後は以下の流れとなります。

補助金の交付決定及び額の確定

（南部町→申請者へ）



補助金の請求

（申請者→町へ）



補助金の支払い

（町→申請者へ）

令和7年4月

南部町産業振興課